

県土整備部発注工事における現場環境改善実施要領

1 現場環境改善の目的

現場環境の改善は、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を目的として実施するものである。

2 現場環境改善を実施する工事

土木工事標準積算基準書により積算され、かつ屋外作業を行う全ての工事を対象とする。

ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び現場環境改善の効果が期待できない工事は、対象外とすることができる。

また、災害復旧事業等、現場環境改善の実施にあたり別途運用が定められている事業では、別の定めを優先する。

3 実施項目及び実施内容

現場環境改善の実施項目及び各項目の具体的な内容は下表のとおりである。

実施項目	実施内容
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減
営繕関係	1 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2 労働宿舍の快適化 3 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2 盗難防止対策（警報器等） <u>3 熱中症対策・防寒対策 ※率計上又は積み上げ計上（両方は不可）</u> <u>4 新型コロナウイルス等感染予防対策</u>
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9 社会貢献

下線部：青森県独自で設定する内容

4 当初積算方法

費用は、土木工事標準積算基準書により積算する。

当初計上する費用は率計上による金額を基本とする。

5 工事の発注及び実施

(1) 工事の発注

対象工事では、当初積算において土木工事標準積算基準書に基づく率計上により費用を計上するとともに、現場環境改善費が計上されていることを特記仕様書に明示する。

なお、発注者が指定する実施内容がある場合は、その内容を明示する。

(2) 実施内容の選定

受注者は、3に記載の各項目から1つ以上かつ合計5つの現場環境改善を行うことを原則とする。ただし、現場状況等により実施が困難である場合は、以下ア～ウの順に対応を検討する。

ア 項目にとらわれず合計5つの現場環境改善を実施する。

イ 4つ以下となる場合は、当初積算で計上されている金額以上となるように実施する。

ウ イによる実施も困難である場合は、協議により現場環境改善実施の対象外とすることができる。

(3) 当初施工計画書等の作成

(2)により選定した内容による現場環境改善の実施について、当初施工計画書に記載する。

その際、4つ以下の実施とする場合は、現場環境改善に係る費用の内訳の根拠となる見積書を添付する。

なお、施工計画書を作成しない工事では、工事打合簿により実施内容を提出する。

(4) 現場環境改善の実施

(3)に基づき現場環境改善を実施する。

監督職員は、立会等の際に現場環境改善の実施状況を確認する。

(5) 実施内容の変更及び変更積算方法

ア 工事施工中に現場環境改善の内容を変更する必要がある場合、協議により実施内容を変更することができる。

イ 受注者からの協議により、熱中症対策・防寒対策に要する費用については、5つの実施内容に含めず、別に積み上げ計上できるものとする。この場合は、受注者からの見積提出を受け、対策の妥当性及び現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率計上される額の50%を上限として積み上げ計上する。

ウ 発注者の指示により特定の内容を実施する場合は、発注者が積み上げにより積算し、率計上分を上回る費用を積み上げ分として計上する。

エ ア～ウにより実施内容を変更する場合、必要に応じて施工計画書等の修正を行う。

(6) 完成書類の整理

現場環境改善の実施状況については、土木工事写真管理基準に基づき撮影して電子納品する。

(7) その他

ア 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

イ 新たに購入した機器等の費用を積み上げする場合は、その購入費用に機器等の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上する。

また、受注者が所有する機器等を使用する場合も、基本的に同様の考え方で積み上げ計上する。

6 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき実施された現場環境改善は、工事成績評定における加点評価の対象としない。

7 附則

この要領は、令和5年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和7年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。